

# ぐんま知っ得食品表示

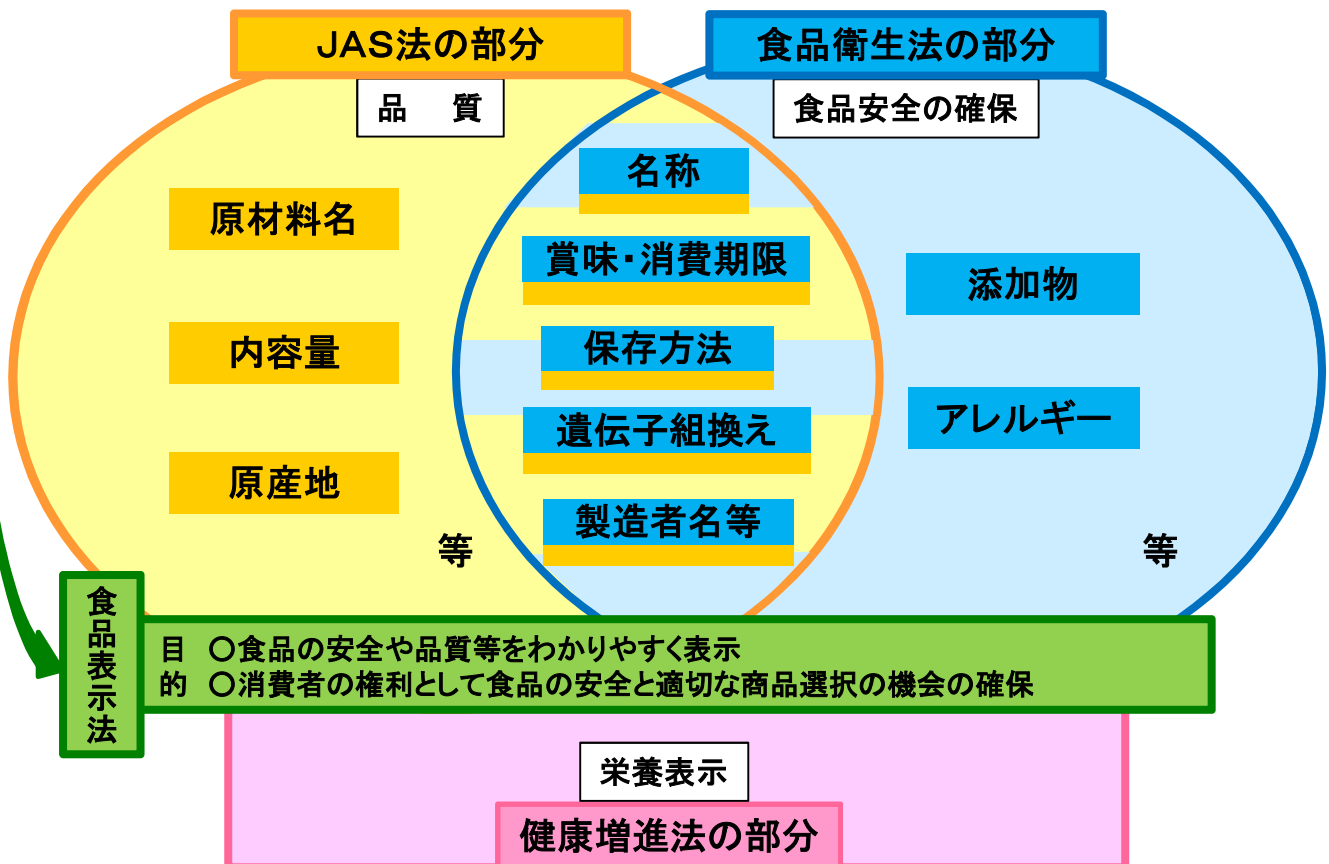
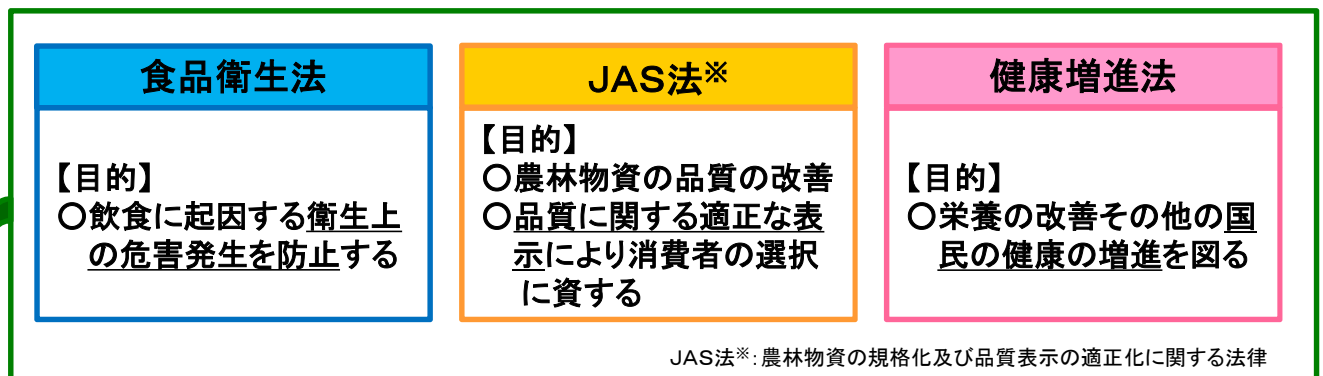
Vol.1 (平成27年4月発行)  
発行元：群馬県健康福祉部  
食品安全局食品安全課

食品表示に関する3つの法律をまとめて、よりわかりやすくした  
「食品表示法」が平成27年4月に施行されます！

法律が完全に運用されるまでには、生鮮食品で1年半、加工食品、添加物、栄養成分表示で5年間の猶予期間がありますが、今から新しい法律について「知っ得」しましょう！



## 新制度のイメージ



【消費者庁 食品表示法に係る説明会(平成25年7月29日開催)資料より一部引用】

## 新制度はどこが変わるの？

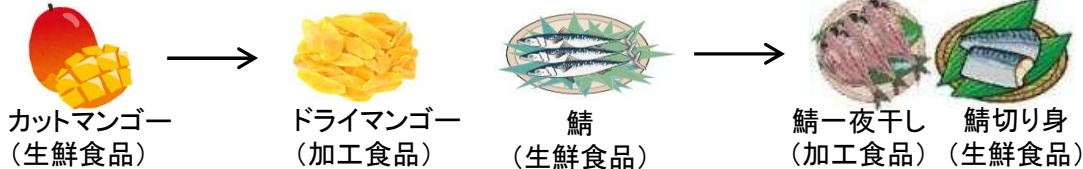


## 食品表示の主な変更点

### (1) 加工食品と生鮮食品の区分

**ポイント:加工食品と生鮮食品では、  
必要な表示項目が異なります。**

これまでJAS法と食品衛生法で異なっていた食品区分が、JAS法の考え方に統一されます。これにより、これまで、食品衛生法では表示の対象ではなかった軽度の撒塩、生干し、湯通し、調味料等、簡単な加工を施したのも加工食品とされ、アレルギー表示や製造所所在地等の表示が義務化されることとなります。



### (2) 製造所固有記号の使用に係るルールの改善

**ポイント:2社以上の工場で製造する商品のみ  
製造所固有記号の利用が可能**

事業者の包装共通化によるコスト削減のため、1つの自社工場で食品を製造している場合や、販売者が1つの委託先他社工場で食品を製造している場合でも、事前に消費者庁長官に届け出ることによって、製造所固有記号は利用が可能でしたが、新制度では、原則として、同一製品を2社以上の工場で製造する場合のみ利用可能と変更になりました。

また、製造所固有記号に関する消費者からの問合せ先として、電話番号を表示するか、自社のホームページに製造所固有記号の情報を掲載する等の義務が課せられています。製造所固有記号



### (3) アレルギー表示等に係るルールの改善

**ポイント:乳、卵、そば、小麦、落花生、えび、かこの  
7品目が特定原材料**

特定原材料等を単に平仮名、片仮名、漢字等に変えた代替表記は、引き続き使用することはできますが、マヨネーズなど特定原材料等が含まれていることが理解できる特定加工食品やその拡大表記となるチーズオムレツなどはそのまま表示することはできません。新制度ではマヨネーズ(卵を含む)、チーズオムレツ(卵を含む)等、特定原材料を含む旨の表示を行うことが義務づけられました。

なお、食品添加物は原材料と区別して表示されることとなります。

### (4) 栄養成分表示の義務化

**ポイント:栄養成分5項目を100g又は1食分当たり等で表記**

栄養成分である「エネルギー」、「たんぱく質」、「脂質」、「炭水化物」、「食塩相当量」を義務表示とし、「飽和脂肪酸」、「食物繊維」、「糖類」、「トランス脂肪酸」、「コレステロール」、「ビタミン・ミネラル類」等を任意表示として表記することになりました。

ただし、当分の間は食品関連事業者の年間売上高や、従業員数等によって課せられることとなります。

### (5) 栄養強調表示に係るルールの改善

**ポイント:低減又は強化した量や割合が25%以上**

①低減された旨の表示(熱量・脂質・飽和脂肪酸・コレステロール・糖類・ナトリウム)

「低い旨」を表示する場合、基準値以上の絶対差に加え、25%以上の相対差が必要です。

②強化された旨の表示(たんぱく質、食物繊維)

「含む旨」を表示する場合、基準値以上の絶対差に加え、25%以上の相対差が必要です。

## 食品表示に関する問合せは下記電話番号へ

新制度に関する情報は消費者庁のホームページでも確認できます

<http://www.caa.go.jp/foods/index18.html>



群馬県健康福祉部食品安全局食品安全課  
群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話: 027-226-2424  
FAX: 027-221-3292  
MAIL: [shokuanze@pref.gunma.lg.jp](mailto:shokuanze@pref.gunma.lg.jp)

